

## 南大東村公園施設（星野洞公園）指定管理者募集要項

南大東村公園施設（星野洞公園）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、南大東村公園施設の設置及び管理に関する条例（平成17年南大東村条例第10号）（以下「条例」という。）第6条第2項の規定により指定管理者の募集を行います。

### 1. 施設の概要

- (1) 名称 星野洞公園（以下「星野洞」という。）
- (2) 所在地 南大東村字北56-4番地及字北64番地並びに字北65番地-2
- (3) 施設の規模 敷地面積4,558㎡
- (4) 施設内容
  - 「1」 鍾乳洞
  - 「2」 管理事務所
  - 「3」 東屋
  - 「4」 トイレ

### 2. 指定管理者が行う業務

- (1) 管理施設の使用許可に関する業務
- (2) 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 管理施設の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、南大東村及び指定管理者が必要と認める業務

### 3. 指定管理者の指定の予定機関（予定）

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4. 施設の開場期間及び時間

施設の開場期間及び時間は（9時～12時、13時～17時：但し受付は11時半及び16時半まで）とする。

### 5. 管理運営経費

指定管理業務に係る経費は、村と指定管理者協議のうえ委託料として会計年度ごとに支払います。

なお、支払い時期、金額、方法は協定書により定めます。

### 6. 施設使用料等の取り扱い

村が支払う管理運営に必要な経費及び、自主事業の収入は、指定管理者の収入となります。

### 7. 指定管理者と南大東村との責任分担

指定管理者と南大東村の責任分担については、次のとおりです。

項目	指定管理者	南大東村
運営の基本的考え方	○ (条例・規則事項を除く)	
広報	○ (村広報関係除く)	
施設の管理運営	○	
物品の管理	○	
苦情対応	○	
事故対応 (管理瑕疵)	○	
災害時対応 (待機連絡体制の確保、被害調査、報告、応急措置)	○	
災害復旧 (本格復旧)		○
施設の整備、改修等	○	○

#### 8. 業務の委託

指定管理者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、事前に南大東村に書面にて申請し、書面による承諾を得た場合は一部の業務を委託することができます。

#### 9. 事業の継続が困難となった場合の措置等

- (1) 協定書の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めがない事項が生じた場合の措置

村と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

- (2) 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

村は指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとします。

この場合、村に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるように引継ぎを行うものとします。

- (3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置

災害その他の不可抗力等、村及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由の場合継続の可否について協議するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとします。

#### 10. 法令等の遵守

公園施設 (星野洞) の管理業務を行うにあたっては、次の法令等の内容を理解の上遵守していただきます。

- (1) 地方自治法
- (2) 労働基準法

- (3) 南大東村公園施設の設置及び管理に関する条例、南大東村公園施設の管理に関する規則
- (4) 南大東村個人情報保護条例、南大東村情報公開条例、南大東村財務規則
- (5) その他関連法規・通知・要領等

#### 1 1 ・応募資格

##### (1) 応募者の資格

- 「1」 応募者は、公園施設である（星野洞）の設置理念に基づき管理運営業務を遂行することのできる能力及び実績のある法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）若しくは複数の団体より構成されたグループ（以下「グループ」という。）とします。
- 「2」 グループで応募する場合、グループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めて下さい。
- 「3」 応募者（グループの場合、代表団体及び構成団体）は南大東村内に事業所を置く法人等に限りません。
- 「4」 個人での応募はできません。

##### (2) 欠格事項

申請日現在において、次に該当する団体は、応募を無効とします。

- 「1」 地方自治法第244条の2第11項の規定により本村から指定を取り消されその取り消しを受けてから2年を経過していない団体。
- 「2」 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しない団体。
- 「3」 本村における指定管理者の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げたもの又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体。
- 「4」 法人税、村民税等を滞納している団体。
- 「5」 会社更生法に基づく構成手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者であって、決定がなされていない団体。
- 「6」 次の各号に該当する者が役員となっている団体
  - ア破産者
  - イ禁固刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
  - ウ本村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
  - エその他村が応募者として適当でないと認めた団体。

##### (3) 複数応募の禁止

- 「1」 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成員にはなれません。
- 「2」 応募した複数グループにおいて、同時に構成員にはなれません。

##### (4) グループ応募の構成員の変更

グループ応募の場合、代表団体及び構成法人等の変更は原則として認めません。ただし、構成法人等については、業務遂行上支障がないと本村が判断した場合、変

更を認めることがあります。その場合必要に応じ書類の再提示を求めます。

#### 1 2. 選定対象外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 申請に際して不正行為があった場合
- (3) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合

#### 1 3. 提出書類（各 10 部ずつ用意すること。「正本 1 部、副本 9 部」）

申請者は村のホームページより「募集要項」「仕様書」「各種様式」をダウンロードした上で、次の書類を提出してください。書類はパンレットや他の機関から発行される証明書等をのぞき、A4 サイズでインデックス項目分けして作成すること。

なお、(1) の様式第 1 号以外の添付書類については各自で適当な任意様式を用意すること。

- (1) 指定管理者指定申請書（南大東村公園施設の管理に関する規則様式第 1 号）
- (2) 団体の概要（任意様式）
- (3) 指定管理者事業計画書、各施設ごと（任意様式）
- (4) 南大東村公園施設の管理運営に関する業務の収支予算書、各施設ごと
- (5) 自主事業計画書・予算書
- (6) 欠格条項に該当しない旨の誓約書
- (7) 定款、寄付行為又はこれに類する書類
- (8) 法人の登記簿謄本、又は、登記事項証明書
- (9) 指定申請書提出日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (10) 指定申請書提出日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、収支計算書又は損益書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (11) 指定申請書提出日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (12) 法人の印鑑証明書
- (13) 団体の設立趣旨、組織運営に関する事項の概要がわかる書類
- (14) 役員の名簿（法人以外の団体のみ）
- (15) 国税、県民税の納税証明書（法人以外の団体にあつては代表者の納税証明書）
- (16) 村税等については義務履行証明書、（法人団体及び法人代表者の証明書）提出日において発行日から 3 ヶ月以内のもの。

#### 1 4. 応募手続

- (1) インターネット公募期間（令和 6 年 2 月 5 日～ 2 月 9 日）
- (2) 質問提出期限（令和 6 年 2 月 13 日午後 5 時）
- (3) 質問回答期限（令和 6 年 2 月 16 日午後 5 時）

- (4) 企画提案書提出期限（令和6年2月22日午後5時）
- (5) 審査委員会実施日（令和6年2月27日、午後2時、役場2階会議室）
- (6) 審査結果通知（令和6年3月1日）
- (7) 契約締結（令和6年3月中）

#### 15・質問及び企画提案書提出場所

〒901-3805 沖縄県島尻郡南大東村字南144番地1

TEL 09802-2-2037

e-mail [tsuyoshi-c@vill.minamidaito.okinawa.jp](mailto:tsuyoshi-c@vill.minamidaito.okinawa.jp)

質問は様式第2号にて電子メールで提出する事。企画提案書は持参または郵送。

#### 16. 選定の方法について

- (1) 業務提案内容のプレゼンテーション審査

プレゼンテーションの内容は指定管理事業計画書（以下、「事業計画書」という）を補完するものとする。なお、応募者が1者でもプレゼンテーションを実施する。

- 「1」 応募者は事業計画書の説明を15分行い、その後、委員からの質疑に応答する。一団体2名で対応。
- 「2」 説明はパソコン、スライドやパワーポイントは可だが、追加資料は不可。必要な機材は各自で用意すること。
- 「3」 委員会の審査により第一位順位の受託候補者を決定する。
- 「4」 プレゼンテーションの審査は非公開。